

公益社団法人 日本オリエンテリング協会  
委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテリング協会定款第42条に基づき、委員会に関し必要なことを定めるものとする。

第2章 所管事項

(委員の職務)

第2条 この委員会は、この法人の運営を円滑にするため、理事会により定められた所管事項を遂行する。

第3章 委員及び委員会

(委員)

第3条 委員は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(委員会)

第4条 定款第42条に定める委員会に以下を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 地図委員会
- (4) 普及・指導委員会
- (5) 強化委員会
- (6) スキーオリエンテリング委員会
- (7) トレイルオリエンテリング委員会
- (8) アンチ・ドーピング委員会
- (9) MTBオリエンテリング委員会
- (10) 全日本オリエンテリング大会実行委員会
- (11) 地域活性化委員会
- (12) 女性委員会
- (13) 危機管理・コンプライアンス委員会
- (14) 国際委員会
- (15) ジュニア委員会
- (16) スプリント委員会
- (17) アスリート委員会
- (18) WMG2021関西JOA実行委員会

第4章 小委員会

(小委員会)

第5条 委員会に小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、委員会の所掌事項のうち、特定の領域の事項を遂行する。

第5章 役員

(役員)

第6条 第4条の各委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第7条 委員長は、理事会の選任による。副委員長は、委員の互選による。

(役員の職務)

- 第8条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。  
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5章 任期

(任期)

- 第9条 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
2 補充又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。  
3 委員及び役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第6章 会議

(招集)

- 第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(決議)

- 第11条 委員会の議決は出席委員の過半数で決定する。

(議事録)

- 第12条 委員長は、会議開催後速やかに議事録を会長に提出しなければならない。

第7章 雑則

(細則)

- 第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1、この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成24年6月5日から施行する
- 2、平成28年2月7日改訂、施行する
- 3、令和2年2月22日改訂、施行する。
- 4、令和3年8月29日改訂、施行する。